

【別添】熊本地震を受けた災害に強い物流システムの構築に係る取組状況

熊本地震における対応

- 熊本県が準備していた公共施設が使用不可能になる中、民間物資拠点が、プッシュ型支援物資の仕分け、配送を行う一次物資拠点として活用。さらに、余った支援物資の保管施設としても使用。
- 入出庫の回転率が高い食料を雨天でも荷捌き可能な、広いスペースを有する施設で取扱いしたことで効率が向上。
- 物流専門家を内閣府C4班及び現地対策本部に延べ245人派遣。



熊本地震で活用された民間物資拠点
(日本通運(株) 鳥栖流通センター)

熊本地震を受けた対応

○民間の物流施設を活用することの有用性を再認識

- ・都道府県の広域物資拠点として民間物資拠点の選定を普及
- ・より多様な業種の物流施設を民間物資拠点候補に選定

○発災時に民間の協力を得られるよう協定の締結等、平時から準備しておくことが必要

物流専門家の派遣を含む輸送協定・保管協定の締結を促進

○民間物資拠点の特性を把握し、最適な方法で活用

リストアップしている民間物資拠点の特性(荷捌きスペースの広さ、雨天対応の可否等)及び、特性に応じた裾野の拡大や活用方法の整理

広域物資
拠点開設・
運営ハンド
ブックの見
直しを実施

民間物資拠点のリストアップ及び協定締結促進

広域的な受入拠点として活用できる民間の物流施設(民間物資拠点)を選定し、予めリストアップ(平成29年3月31日現在:全国で1,400施設)するとともに、協定の締結を促進。

<民間物資拠点のリストアップ状況>※

北海道	207	近畿	151
東北	126	中国	50
北陸信越	85	四国	35
関東	397	九州	137
中部	204	沖縄	8

※物流総合効率化法に基づき国が支援する認定物流施設61施設を含む。

<協定の締結状況>

【平成29年3月31日】

輸送に関する協定	47
保管に関する協定	42
専門家派遣協定(輸送、保管)	75